

平成19年5月1日

金融庁 総務企画局
企画課保険企画室 御中

「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)及び保険業法施行規則の
一部を改正する内閣府令(案)」に対する意見

金融庁が日頃保険会社等に対して行っている消費者保護の取り組みについては、消費者問題に取り組む当協会として常に敬意を表しています。

平成19年3月30日付の「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」につきましても、消費者保護の観点から期待したいと思います。

しかしながら、当協会に寄せられる消費者相談の事例などからも危惧する点等があるので、若干の改正案に対する意見を以下に述べさせて戴きます。

1. 保険業法施行令(案)について

① 第45条（保険契約の申込みの撤回等ができない場合）一イ（1）「保険契約の締結または保険募集を行うためのものであることを告げずに」部分

同条一ロ（1）「専ら保険会社等の保険募集に係る業務以外の業務に関する目的で」部分

<意見> 一イ（1）「保険契約の締結または保険募集を行うためのものであることを告げずに」の部分は削除し、「最初に、保険契約の締結または保険募集を行うためのものであることを明確に告げずに」と加筆して頂きたい。

一ロ（1）「保険募集に係る業務以外の業務に関する目的で」の部分は「保険契約の申込み以外の目的で」に修正して頂きたい。

<理由>消費者相談室に寄せられる保険に対する苦情も、事前の来訪要請の電話等があるために店舗を訪れる場合が多く、一般的な商品を購入する場合のように保険商品の購入という明確な意思を持って、店舗を訪れる可能性は少ないようです。

勧誘時に「保険契約の締結または保険募集」の目的を消費者が確実に告げられたかどうかは、消費者がその内容を理解できていたかどうかも含め「言った、言わない」の水掛け論になることが多く問題解決が難しい。「保険契約の締結または保険募集を行うためのものであることを告げずに」の部分は削除して戴くか、限定的で明確な表現にして戴きたいと考えます。

また、保険商品のパンフレットなどを気軽に立ち寄って見たり、たまたま金融機関に預貯金などで行った際に目についた保険商品を問合せたりしたことが「募集に係る業務を目的」とみなされたりする可能性があります。従って、消費者の来店目的も限定的に表現し

て頂きたいと考えます。

② 第 45 条（保険契約の申込みの撤回等ができない場合）一イ(2)、ロ(2)の「その赴いた日に当該営業所等において」の部分

<意見> それぞれ「その赴いた日に」と「当該営業所等」の「当該」を削除していただきたい。

<理由> 販売目的を告げられなかったり、申込みの意思があつて来店した訳でもない場合に保険契約の締結をすることは、勧誘行為自体に問題があるので苦情になります。何回も勧誘を受けていたり、勧誘場所を変えられたりしての契約締結や、勧められた商品が保険だったと消費者が気付くのに時間がかかることなども含め、申込に関する苦情は多様です。当日の申込みのみに限定し、また当該営業所等に限定したクーリング・オフ制度では消費者保護の意味がないと考えます。

③ 第 45 条四について

<意見> 新設の規定は必要がないと考えますので、削除すべきです。

<理由> 銀行などの金融機関が保険会社の営業所として扱われる事が殆んど消費者に認知されていない現状で、消費者の預貯金口座への振込みや振込み委託という行為は最も日常的な行為であり、単なる支払い方法の選択肢の一つでしかありません。現金で保険料を支払った場合はクーリング・オフ対象になるのに対して、振込みや振込みの委託をすることで対象から外れるというのは、消費者の生活実態や感覚と乖離するものです。消費者は、現金で支払うより、振込みや振込み委託をすることの方が便利で安全と思う程度の支払手段の違いであり、契約意思の程度の違いの行為ではあり得ません。したがって、本規定は必要がなく、削除すべきと考えます。

2. 保険業法施行規則(案)について

① 第 11 条三の二について

<意見> 特定早期解約の制度の導入に賛成します。

<理由> 勧誘行為に問題があつて苦情になってきた相談でも、今までは一旦契約が成立していると、解約時に高額な手数料がかかっていましたので、このようなクーリング・オフと同じ効果をもたらす消費者保護の有用な制度が機能してほしいと考えます。

以 上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
消費者提言特別委員会

世話人 小林協子 花井淳子

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015